

平成26年9月16日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

2次相続を考慮して、遺産分割を決めましょう — 1次相続、2次相続トータルで節税 —

[1] 1次相続、2次相続とは

女性の平均寿命が長いため、一般的には夫が先に亡くなり、その後に妻が亡くなるケースが多いようです。上記のケースでは、先に(夫が)亡くなった時のことを1次相続、後に(妻が)亡くなった時のことを2次相続と言います。

お父様が亡くなった時に相続税が発生する場合は、その後お母様が亡くなった時にも相続税が発生する可能性があります。また、お母様が固有の財産を所有している場合は、相続税が多額になることも考えられます。1次相続と2次相続をトータルで捉え、お父様の遺産を分割しましょう。

[2] 1次相続は、控除や特例が多い

1次相続は、2次相続より、相続人が1人多いので、基礎控除額が1人分(現行では1000万円、平成27年からは600万円)多くなります。1次相続の時はお母様の相続分について「配偶者の税額軽減の特例」が適用されます。「配偶者の税額軽減の特例」とは、配偶者が相続した遺産のうち、法定相続分である1/2までについては相続税が免除されます。遺産の1/2相当が1億6000万円以下の場合には、1億6000万円までが対象になります。

お父様の遺産が1億6000万円の場合、遺産の全てをお母様が相続すれば1次相続では税額が発生しません。遺産が目減りすることなくお母様が亡くなると、2次相続の時に2300万円(相続人は子のみ、現行税率)の税額が発生します。もし、1次相続でお母様と子が半分ずつ相続していれば、1次2次トータルで1250万円の税額で良かったのです。

「配偶者の税額軽減の特例」は、残された配偶者の生活基盤の維持を目的とする制度なので、相続税の永久免除ではなく納税の先送りになるだけです。「とりあえず母さんが相続しておけばいい。」という安易な考えは避け、必ず試算をしてみましょう。

[3] 1次相続の時に、どんな割合で分割するのが理想か

残念ながらケースバイケースなので、一定の法則は存在しません。遺産を分割する時は発生する相続税ばかりでなく、相続後の生活や将来を考慮する必要があります。

不幸にも子育て中の父親が亡くなった時は、配偶者である母親が大半を相続する方が生活しやすいと思います。お母様が不動産や株式を沢山所有している場合は、1次相続は少なく相続する方が得策です。しかし、相続税対策を講じて税負担の軽減を図ることができれば、お母様が全て相続しても良いでしょう。お母様の体調が優れない状態であれば、看護や医療費等に充当できる現預金を中心に相続するのも良い方法です。

遺された配偶者が、どのように暮らしていくのか、誰がどのように助けていくのか、そういった事情を勘案し、お父様の大切な遺産を有効に引継ぎましょう。ご両親が元気なうちに話し合い、良好な関係を築いておくことが最も大切なことですね。